

平成 24 年度離島航路整備事業費補助金の支出に関する措置請求(2 回目)

(受付日：平成 25 年 5 月 21 日)

1 請求内容 (要旨)

宇和島市は、離島航路整備法に基づき、宇和島～日振島間の航路を営業している盛運汽船(株)に対して、平成 24 年に補助金 6115 万 7295 円を支出しており、このうち 2910 万円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。

当該補助金は、盛運汽船(株)の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、盛運汽船(株)の作成した航路損益計算書には不必要な支出が含まれている。

- ・船費として1億1622万4560円計上されているが、船舶修繕費は明らかに過大であり、また、予備船員費を計上する必要性は認められない。
- ・店費として7676万3915円計上されているが、①高額な役員報酬に見合う業務はほとんど行われていないこと、②(株)えひめ南汽船と比較して、陸上での事務作業量や必要経費が多くなるとは考えられないこと、③営業活動の実態があるとは思えず、営業社員は不要な人員といえることから、適正な店費として認められる金額は、多くみても、(株)えひめ南汽船の1.8倍程度の金額である。

不必要な経費を計上して過大な補助金を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額に対応する補助金は根拠を欠く違法な支出である。

このため、愛媛県知事に対し、平成 24 年に県が宇和島市に支出した日振～宇和島航路分の離島航路整備事業費補助金の返還を求めるために必要な措置を講じるよう請求する。

2 監査委員の決定

却下

3 決定(却下)の理由

請求人は、盛運汽船(株)の作成した航路損益計算書に不必要な支出が含まれていると主張しているが、請求書に添付されていた書類は、いずれも本件補助金に関し違法又は不当な財務会計上の行為があることを監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示すものではない。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の要件である、違法又は不当な財務会計上の行為があるとする根拠を監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示したものと認められず、かつ、違法又は不当な事実が存在することもうかがえないため、不適法な請求である。